

県本部各部課長
殿下各警察署長

原	議	永	年	保	存
共	00	00	10	31	5年

宮本組第282号
令和5年3月24日
宮城県警察本部長

宮城県警察組織犯罪対策要綱の一部改正について（通達）

宮城県警察における組織犯罪対策は、「宮城県警察組織犯罪対策要綱の一部改正について（通達）」（令和2年5月18日付け宮本組第559号）により運用してきたところであるが、この度、宮城県警察組織犯罪対策要綱の一部を別添のとおり改正したので、通達する。

なお、この通達の施行に伴い、前記通達は廃止する。

記

1 改正の要点

令和5年度宮城県警察組織機構改編により、交通部運転教育課が同部運転免許課に統合されることに伴い、組織犯罪対策推進本部の班長及び銃器薬物対策委員会の委員から交通部運転教育課長を削除するとともに、銃器薬物対策調査会の調査委員の運転教育課課長補佐（行政処分担当）を運転免許課課長補佐（行政処分担当）に改めた。

2 施行期日

令和5年4月1日

別添

宮城県警察組織犯罪対策要綱

第1 目的

この要綱は、組織犯罪が治安に重大な影響を与えるものであることに鑑み、本県警察が一体的に犯罪組織の実態を的確に把握し、所要の対策を講じ、効果的な打撃を与えることにより、犯罪組織の弱体化及び壊滅を図るため、必要な基本的事項を定め、もって県民生活の安全と平穏を確保することを目的とする。

第2 組織犯罪対策の基本姿勢

組織犯罪対策を推進するに当たっては、あらゆる警察活動を通じて収集した犯罪組織に関する情報を集約し、分析してその実態を解明するととともに、分析結果に基づく犯罪組織の弱体化及び壊滅に向けた統一的な戦略を立案した上で、当該戦略に基づき、本県警察の全職員が犯罪組織に対して厳しい対決姿勢を堅持し、首領その他の主要幹部の検挙、徹底した犯罪収益の剥奪、資金源の遮断等の諸対策を推進することを基本姿勢とする。あわせて、先端技術の活用等も含め、不断に創意工夫を図り、効果的かつ適切な情報収集活動の推進、捜査手法の高度化、県民各層、関係機関、関係団体等との幅広い連携等に努めることにより、悪質・巧妙化する、又は新たに出現する犯罪組織に対して戦略的な対策を実施するものとする。また、組織犯罪は、社会及び経済の変化に応じて常に変化していくものであることから、広い視野での情報の収集及び分析に努め、治安の脅威となっている犯罪組織やその活動実態を的確に把握し、適時適切な対策を講ずるものとする。

第3 定義

この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

1 組織犯罪

国際犯罪組織による犯罪、暴力団による犯罪、銃器及び薬物に関する犯罪等組織を背景とした犯罪をいう。

2 国際組織犯罪

組織犯罪のうち、外国人（外国人と共犯関係にある日本人を含む。）による犯罪及び国外の犯罪をいい、被疑者が国外に逃亡している事案のほか、国内の犯罪の共犯や必要な証拠が国外に存在している事案等を含む犯罪をいう。

3 暴力団

団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

4 暴力団員

暴力団の構成員をいう。

5 暴力団準構成員

暴力団又は暴力団員の一定の統制の下にあって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器

等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力する者のうち暴力団員以外のものをいう。

6 暴力団関係企業

暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が実質的に経営する企業であって、暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し、若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。

7 総会屋等

総会屋、会社ゴロ等の企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。

8 社会運動等標ぼうゴロ

社会運動又は政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。

9 特殊知能暴力集団等

前記3から8までに掲げる以外のものであって、暴力団との関係を背景にその威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。

第4 推進体制

(略)

第5 推進重点及び推進上の留意事項

1 国際組織犯罪対策の推進

国際犯罪組織の多様化や犯行の世界的な展開といった状況に対応した効果的な国際組織犯罪対策を次のとおり推進するものとする。

(1) 実態解明及び取締りの強化

(略)

(2) 水際対策の推進

(略)

(3) 外国捜査機関等との連携の推進

(略)

(4) 関係行政機関、関係団体等との連携の推進等

不法滞在者や不法滞在、不法就労等を組織的に助長する者に対する実効ある対策を推進するため、出入国在留管理庁及び税関はもとより、各種届出の窓口となる市区町村、法務局等の関係行政機関との間で緊密な連絡を図り、外国人犯罪の状況等に関する情報を共有するなど、必要な協力を行うこと。

また、外国人を雇用し、又は雇用することが予想される企業等に対しては、不法就労を防止するための気運の醸成を図るとともに、外国人労働者の適正な管理を促すよう、関係団体等と連携し、不法滞在及び不法就労の防止のための

指導啓発活動を効果的に推進すること。

さらに、関係行政機関、関係団体等との連携の中で悪質な仲介事業者等に係る犯罪の端緒を認知した場合には、積極的な捜査を推進して検挙に努めること。

2 暴力団対策の推進

暴力団の弱体化及び壊滅を図るため、効果的な暴力団対策を次のとおり推進するものとする。

(1) 実態解明及び資料の整備

ア 実態解明の推進

暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ及び特殊知能暴力集団等（以下「暴力団等」という。）の活動実態、組織の運営方法及び資金獲得活動の実態をはじめ、他の暴力団、国際犯罪組織等との人的又は資金的なつながり、対立関係、友誼関係等その組織の実態の全般を解明すること。

イ 指定資料の確実な整備

推進本部及び署推進本部は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）に基づく暴力団の指定が適切に行われるよう、必要な資料を確実に整備すること。

(2) 暴力団に対する取締り

ア 資金獲得活動に打撃を与える取締り

（略）

イ 人的資源に打撃を与える取締り

（略）

ウ 対立抗争事件に対する取締り

（略）

エ 県民に危害を加える犯罪の取締り

（略）

(3) 暴力団関係企業等に対する取締り

（略）

(4) 共生者等対策

（略）

(5) 準暴力団等対策

暴力団と同程度の明確な組織性は有しないものの、これに属する者が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行っている集団（以下「準暴力団」という。）が、特殊詐欺、組織窃盗等の違法な資金獲得活動を活発化させている。また、これら準暴力団には、暴力団との関係を持つ実態も認められ、違法な資金獲得活動によって蓄えた潤沢な資金の一部を暴力団に上納する一方、自らは風俗営業等の事業資金や他の違法な資金獲得活動の原資に充てるなどして勢力の維持及び拡大を図っている状況が見られるところ、準暴力団及びこれに準ずる集団

についても、部門及び所属の垣根を越えた実態解明を徹底するとともに、あらゆる法令を駆使した取締りの強化を図ること。

(6) 暴力団排除活動

ア 暴力団排除活動の配意事項

暴力団排除活動は、一般的な世論の喚起にとどまることなく、暴力団等の組織又は活動に打撃を与えるよう、取締りと有機的に連動させつつ、特定の職域及び地域を対象として個別かつ具体的に行うこと。

また、共生者等の暴力団と密接な関係にある者に対しては、事件検挙はもとより、暴力団排除条例、公共事業や企業活動からの暴力団排除の枠組み等を効果的に活用するなどして、社会に暴力団と関係を持つことが不利益につながるとの認識を浸透させ、社会全体で暴力団を排除する気運を高めること。

さらに、暴力団排除活動を推進するとともに、県民を暴力団員等（暴力団員、暴力団準構成員、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ及び特殊知能暴力集団等をいう。以下同じ。）による違法又は不当な行為から守るため、法令の定める範囲内において、警察の保有する暴力団員等に関する情報の積極的かつ適正な部外への提供を行うこと。

イ 関係機関と連携した資金獲得活動の封圧

あらゆる警察活動を通じて収集した資料に基づいて、営業許可、公共事業の発注等に関係する行政機関の権限の発動を促し、暴力団関係企業を許可等に係る営業、公共事業等から排除すること。

また、関係機関と連携して、公的給付及び公益事業に係る暴力団員等による違法又は不当な行為を防止するとともに、公共施設、公営競技、露天営業等から暴力団等を排除すること。

ウ 職域及び地域における暴力団排除活動に対する支援

暴力団員等による不当要求を受けやすい風俗営業、性風俗関連特殊営業、建設業等の営業所に対する暴排ローラー（営業所を網羅的に訪問して行う実態把握活動をいう。）を実施することにより、暴力団員等による潜在する不当要求事案を掘り起こし、その拒絶を促すなど、職域及び地域における暴力団排除活動に対する適切な支援を行うこと。

また、関係機関等と連携し、地域住民による暴力団排除活動の指導及び支援を行うことなどにより、暴力団事務所の撤去及び進出阻止並びに義理掛け行事の阻止を図ること。

エ 行政機関、企業等に対する違法又は不当な行為の排除等

暴力団員等が、不正な利益を得る目的で、地方公共団体等の行政機関、企業等（その職員を含む。）を対象として行う違法又は不当な行為を排除するため、公益財団法人宮城県暴力団追放推進センター（以下「暴追センター」という。）や仙台弁護士会と連携し、行政機関、企業、業界団体、企業防衛組織等との連絡体制の確立、当該職員に対する責任者講習の実施及び適時適

切な支援措置等の対策を講じること。

また、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（平成19年6月19日付け犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）の普及に努めるとともに各種業界団体との連携を図りつつ、契約約款等への暴力団排除条項の導入を推進するなど、暴力団等との関係遮断に取り組む企業等に対して適切な支援を行うこと。

オ 暴力団への人的供給の遮断並びに暴力団からの離脱及び社会復帰の促進

少年に対する加入強要、暴力団員の脱退妨害等に対する暴力団対策法の規定による命令の発出等の措置を講じるとともに、暴力団からの離脱者に対しては、関係機関等と連携し、社会経済活動への参加を確保するための支援を行うこと。

(7) 暴力団被害の防止及び被害者への支援

ア 県民の立場に立った暴力相談の実施及び相談への適切な対応

暴力団員等による違法又は不当な行為の被害者等が相談しやすい環境を確保するとともに、相談の内容に応じ、事件検挙、暴力団対策法の規定による命令の発出又は暴力的要求行為等の相手方に対する援助の措置を行うように努めること。

また、警察としての対応が困難であると思料される暴力相談であっても、被害者等の意向を正確に把握した上で、被害者等に対して暴力団員等への対応要領の教示を行うほか、民事上の措置がとられるよう暴迫センターや仙台弁護士会に引き継ぐなどにより、被害の未然防止並びに被害者等の保護及び救済を図ること。

イ 民事訴訟支援

暴力団犯罪等の被害者等の被害回復を図るため、暴迫センターや仙台弁護士会と連携し、暴力団員等を相手方とする損害賠償請求訴訟、事務所撤去訴訟、街宣禁止の仮処分を求める訴訟等に対する支援に努めること。

特に、対立抗争等や威力利用資金獲得行為に係る不法行為に対しては、暴力団対策法第31条又は第31条の2の規定に基づく指定暴力団の代表者等に対する損害賠償責任の追及を積極的に支援すること。

ウ 保護対策等

暴力団犯罪等の被害者等、暴力団排除を推進する地域住民、事業者等に対する危害行為を防圧するため、暴力団等の動向を十分に把握し、必要な体制の確立や資機材の有効活用により保護対策を徹底するとともに、暴力団対策法第30条の3又は第30条の4の規定による損害賠償請求等の妨害行為の中止の命令等の効果的運用を図ること。

3 銃器薬物対策の推進

犯罪組織による銃器事犯及び薬物事犯の根絶を図るため、効果的な銃器薬物対策を次のとおり推進するものとする。

(1) 銃器対策

ア 重点

(ア) 犯罪組織が隠匿等する銃器摘発の強化

暴力団等の犯罪組織が組織的に管理し、又は隠匿している銃器（拳銃、小銃、機関銃又は砲をいう。以下同じ。）の摘発を強化し、犯罪組織から銃器を剥奪するとともに、犯罪組織の中核構成員の検挙に向けた突き上げ捜査を徹底し、犯罪組織の壊滅を図ること。

(イ) 供給及び流通の遮断

銃器の不正取引に関する情報収集及び国内外の関係機関等との連携を強化し、水際における密輸事犯並びに密売事犯及び密造事犯の摘発を徹底するとともに、これに関与する犯罪組織等及び密輸・密売ルートを解明し、国内外からの銃器の供給及び流通を遮断すること。

また、インターネットを利用した銃器密売事犯等の取締りを含め、犯罪組織のみならず、一般社会への違法銃器の拡散をも念頭に置いた取締りを強化すること。

(ウ) 違法銃器及び銃器犯罪を拒絶する社会の形成と県民の協力の確保

県民一人一人が銃器の危険性及び反社会性に関する正しい知識を有し、かつ、違法銃器及び銃器犯罪を許さないという確固たる意思を持つことができるよう、広報啓発に努め、違法銃器及び銃器犯罪を許さない社会の形成を推進するとともに、県民からの銃器に関する情報提供等の捜査協力の確保を図ること。

イ 銃器事犯の捜査の強化

(略)

ウ 関係機関、関係団体等との協力関係の強化

銃器の密輸入等に関する情報収集及び取締りを推進するため、出入国在留管理庁、税関、海上保安庁等の関係機関、航空事業者、港湾関係者、通信事業者等の関係団体等との協力関係を強化すること。

エ 違法銃器及び銃器犯罪の根絶のための広報啓発活動の推進

民間団体と連携しつつ、キャンペーンを実施するほか、マスメディア、インターネット、広報誌等の様々な媒体、各種行事等の機会を活用するなどして、違法銃器及び銃器犯罪の根絶のための広報啓発活動を積極的に推進すること。

(2) 薬物対策

ア 重点

(ア) 供給等の遮断

薬物の密輸、密売等を行う薬物犯罪組織に係る情報の収集に努め、関係機関との連携の下、密輸・密売事犯の徹底検挙を図るとともに、薬物犯罪組織の人、物及び金に着目した捜査を進めることにより薬物犯罪組織を壊

滅し、薬物の供給、薬物犯罪収益の流れ及び資金源を遮断すること。

(イ) 需要の根絶

薬物の需要が薬物犯罪組織の維持及び拡大を支え、また、薬物乱用が社会的に悪影響をもたらすことから、県民一人一人が薬物の有害性及び危険性に関する正しい知識並びに薬物犯罪の重大性に関する正しい認識を有し、かつ、薬物乱用を許さないという確固たる意思を持つことができるよう、広報啓発に努め、薬物乱用を根絶する規範意識が確立された社会の形成を推進するとともに薬物乱用者の検挙に取り組むことにより、薬物の需要を根絶すること。

イ 薬物の密輸・密売事犯の取締りの強化

(略)

ウ 国際的な捜査協力の推進

警察庁を通じ、外国の関係機関との緊密な情報交換を行うとともに、国際刑事警察機構（ICPO）、国連薬物犯罪事務所（UNODC）等の国際機関との連携を図ることにより、国際的な捜査協力を推進すること。

エ 関係機関、関係団体等との協力関係の強化

薬物の密輸入等に関する情報収集及び取締りを推進するため、出入国在留管理庁、税関、海上保安庁等の関係機関、航空事業者、港湾関係者等の関係団体等との協力関係を強化すること。

また、青少年等に対する薬物乱用防止に関する教育及び活動の推進を図るため、宮城県教育委員会、宮城県保健福祉部等の関係機関との協力関係を強化すること。

オ 薬物乱用防止のための取組の強化

(ア) 広報啓発活動の実施

関係機関との連携を強化して、青少年等に対する薬物乱用防止教育の充実、各種キャンペーンの積極的な展開等により薬物乱用防止活動を推進するほか、マスメディア、インターネット、広報誌等の様々な媒体や地域、学校等における各種行事等の機会を活用するなど、対象者の年齢や環境に応じた訴求効果の高い広報啓発活動を積極的に推進すること。

また、広報啓発活動に際しては、薬物乱用への勧誘に対する具体的な対応方法や相談窓口を教示するとともに、薬物相談電話の活用等を図ること。

(イ) 再乱用防止のための情報提供

警察は、乱用者やその家族（以下「乱用者等」という。）が初めて接する公的機関となる場合が多い状況に鑑みて、乱用者等に対し、関係機関の相談窓口を紹介するなどして再乱用防止に資する情報を提供すること。

4 情報の収集、分析等の留意事項等

(略)

5 捜査手法

(略)

6 推進基盤の整備

(略)